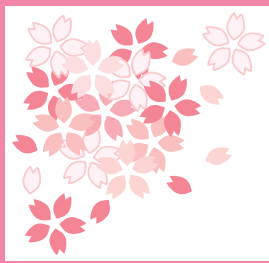


役に立つ ガイド



どで引っ越しが多くなる季節。
ですが、忘れてはいけないのが、
所への届け出です。そこで今回は、
な主な手続きについてご紹介します。

白石区役所 白石区本郷通 3丁目北 1-1 ☎861-2400 (代表)

	転出 (白石区から市外へ)	転入 (市外から白石区へ)	市内・区内で転居したとき	問い合わせ先	窓口	
児童手当・医療費の助成など	児童手当	資格喪失の手続きをしてください。	新規手続きをしてください (転出予定日から15日以内)。	保健福祉サービス課	3階8番	
	児童扶養手当	転出先の市(区)役所・町村役場で住所変更手続きをしてください。	住所変更手続きをしてください。			3階5番
	特別児童扶養手当	転出先の市(区)役所・町村役場で手続きをしてください (道外へ転出される方は、白石区役所でも手続きが必要になります)。必要書類など、詳細については保健福祉サービス課へお問い合わせください。				
	各種医療助成 (乳幼児・老人・重度障がい・ひとり親)	受給しているものによって、手続きが異なります。必要書類など、詳細については保健福祉サービス課へお問い合わせください。				
	身体障害者手帳 療育手帳	転出先の市(区)役所・町村役場で手続きをしてください。 ◆身体障害者手帳 ◆療育手帳				
	特別障害者手当 障害児福祉手当	転出の手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。		転居先の区役所で住所変更の手続きをしてください。	
市税	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	廃車の届け出をしてください。 ◆標識 (ナンバープレート) および標識交付証明書 ◆印鑑 ◆届出人の本人確認ができるもの	新規登録の届け出をしてください。 ◆廃車証明書 (従前の住所地の市町村で発行したもの) ◆印鑑 ◆届出人の本人確認ができるもの	課税課	3階4番	
	軽自動車 オートバイ	軽自動車やオートバイ (125cc超) をお持ちの方は、転出先の市(区)役所・町村役場に申告場所をお問い合わせの上、申告してください。				
	固定資産税	固定資産を所有している方は、資産のある市(区)役所・町村役場に住所変更の届け出をしてください (電話・はがきでも結構です)。				

◆その他の手続き◆

引っ越しの際には、区役所への届け出以外にも、さまざまな手続きが必要となります。その中の代表的なものをご紹介しますので、参考にしてください。

◎水道

水道局電話受付センター ☎(21) 7770、ファクス(21) 7777 にご連絡ください。※電話での受け付けは午前8時45分から午後7時15分まで、ファクスは24時間受け付けています。

◎電気・ガス

ご契約の電力会社・ガス会社へご連絡ください。

◎電話

ご契約の電話会社へご連絡ください。

◎郵便物の転送

郵便局 (なるべく旧住所の最寄りの郵便局) の窓口にて転居の届け出をしてください (本人確認のできるものをご持参ください)。窓口にて届け出できない場合は、転居届 (はがき) をポストにご投函ください。(はがきは区役所2階戸籍住民課のカウンターにも置いてあります)。

※不明な点については、札幌白石郵便局郵便課 ☎(863) 2913 にお問い合わせください。